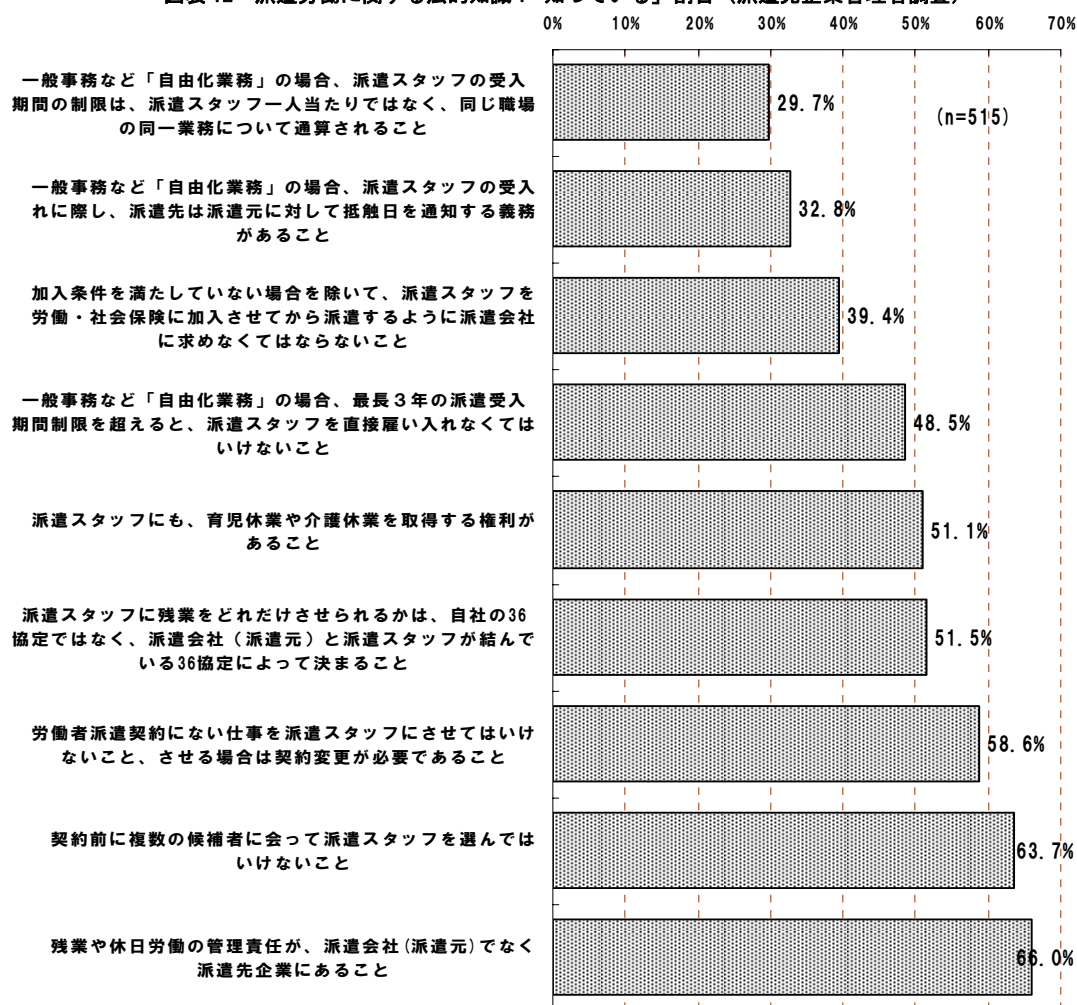


実際、派遣スタッフの指揮命令者・管理監督者を対象に行ったアンケート調査（派遣先企業管理者調査）で、派遣労働に関わる法的知識について尋ねたところ、項目によっては、認知度が低いものも見られました。

また、6割弱の人が、「派遣スタッフの雇用・活用にあたって、うっかり法律違反をしてしまわないか、不安を感じることもある」としています。

しかし、「うっかり法律違反をしてしまわないか」不安を感じている人は、比較的、法的知識を持っている人に多くなっています。法的知識のあまりない人は不安さえ感じていないことのほうが、むしろ問題といえます。

図表 12 派遣労働に関する法的知識：「知っている」割合（派遣先企業管理者調査）



上図：派遣先企業の管理者に対し、派遣管理に係る法的知識等を尋ねたところ、「一般事務など「自由化業務」の場合、派遣スタッフの受入期間の制限は、派遣スタッフ一人当たりではなく、同じ職場の同一業務について通算されること」「一般事務など「自由化業務」の場合、派遣スタッフの受入に際し、派遣先は派遣元に対して抵触日を通知する義務があること」「加入条件を満たしていない場合を除いて、派遣スタッフを労働・社会保険に加入させてから派遣するように派遣会社に求めなくてはならないこと」等については、「知っていた」人は半数を割り込んでいます。